

社会福祉連携推進法人―新しい制度が期待すること

～経営者部会・経営青年会共催研修会～

去る6月7日、経営者部会総会に併せて、経営青年会との共催による研修会を開催しました。

令和4年4月施行の「社会福祉連携推進法人制度」をテーマに、厚労省「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」構成員としての経験と医療・福祉専門のコンサルタントの立場から、川原経営グループ代表の川原丈貴さんに講義をいただきました。

制度創設の背景には、人口減少地域等における法人間連携・統合の一つの形態として「地域医療連携推進法人」が先行してきたことを踏まえ、地域共生社会の実現を目指す社会福祉法人の連携の一つの選択肢として「社会福祉連携推進法人」が創設されたことに加え、地域医療連携推進法人と社会福祉連



81名の参加者を前に詳細を説明する川原さん

きました。

続いて、社会福祉法人間の連携・協働の形態は、「独自の連携・グループ化」「社協を中心とした連携」「社会福祉連携推進法人」「合併・事業譲渡」の4つに大別され、それぞれにメリット・デメリットがあることを理解した上で、自法人の経営課題に合った形態を選択する必要があります。と言及しました。

社会福祉法人間の連携・協働の種類と特徴

形態	メリット	デメリット
法令の枠組みによらない独自の連携・グループ化	ブランディング効果 関係法令の範囲内で自由に連携	“各法人”の理念や独自性は発揮しづらい
社会福祉協議会を中心とした社会福祉法人の連携	中立性・公平性の担保 社協が中心に連携を主導	社協の方針・機動力に左右される 連携先は選択できない
合併・事業譲渡	抜本的な経営改革・再建 イニシャルコストをかけずに新規事業展開	看板の消失 地域住民・職員への説明と理解
社会福祉連携推進法人	連携先を自由に選択 各法人の理念や独自性は維持	社会福祉連携推進業務の範囲内での連携 法令に基づくガバナンス・運営

社会福祉連携推進法人は、「同じ目的（・課題）をもつ法人同士」で、「制度に則った連携ルール」のもと「スケールメリットを活かした」法人運営が可能

社会福祉連携推進法人のメリットとして「連携先を自由に選択」「各法人の理念や独自性は維持」を

上げ、同じ目的や課題をもつ法人同士で、「制度に則った連携ルール」のもと「スケールメリットを活かした」法人運営が可能であると説明した上で、①人材の確保・育成・定着や施設の建替え・大規模修繕、業務の効率化など、各法人の経営課題と強化のポイントを抽出、②上記①に関して効果的な連携・協働の在り方を検証、③社会福祉連携推進法人制度を活用する場合は、利害が一致する法人を選定するプロセスが大切であると強調しました。

このプロセスを踏むことで、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした6つの法人業務の実施

- ①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務」が可能になること、そして、その効果等について一つずつ紹介がありました。

- ①地域住民の生活課題の把握やその課題に向けた取り組みの企画立案・支援ノウハウの提供等により、地域福祉が充実
- ②BCPの策定や避難訓練の実施、被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供、被災施設利用者の他施設への移送、応援職員派遣調整等により、利用者の安心安全

の確保と事業継続が可能

- ③経営ノウハウ等に關するコンサルティングの実施、適正な財務会計構築に向けた支援等により、安定した経営が可能
- ④貸付原資の提供は、直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均値が上限
- ⑤合同での採用募集や人事交流、職場体験、現場実習、研修の実施等により、学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの軽減
- ⑥衛生用品や介護機器の一括購入、ICT化、給食費の軽減等により、コスト削減やICT化促進

最後に「自法人の強み・弱みをしっかりと分析し、経営課題に応じた効果的な連携・協働の在り方を模索することが大切で、選択肢の一つとして、社会福祉連携推進法人の活用を検討していただきたい」とまとめてくださいました。

本会では経営支援事業の一環で経営分析を用いた研修会を7月14日（保育・基礎）に続き、8月8日（分野共通・基礎）、10月22日（分野共通・応用）で開催します。参加についてご検討ください。（福祉サービス推進課）



研修会の詳細はホームページでご確認ください。